

2025 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社
代表者名 代表取締役 会長 CEO 貝沼 由久
(コード番号：6479 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR 室長 小峯 康生
(TEL 03-6758-6703)

(変更)「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

ミネベアミツミ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社芝浦電子（証券コード：6957、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 5 月 2 日より開始しております。

今般、公開買付者が、本公開買付けの成立確度を高め、これによって、本公開買付けに賛同し本公開買付け価格での対象者株式の売却を希望する対象者の株主に対し、対象者株式について、公開買付け期間中に本公開買付けに応募し、可能な限り早期に売却する機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付け価格を 5,500 円から 6,200 円に引き上げることを決定いたしました。このことと、公開買付け届出書の記載事項の一部に誤記があったことに伴い、公開買付者が 2025 年 5 月 2 日付で提出いたしました公開買付け届出書（2025 年 5 月 14 日付、2025 年 5 月 22 日付、2025 年 6 月 4 日付、2025 年 6 月 17 日付、2025 年 6 月 27 日付、2025 年 7 月 10 日付、2025 年 7 月 16 日付、2025 年 7 月 28 日付及び 2025 年 8 月 1 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である 2025 年 5 月 2 日付公開買付け開始公告（2025 年 5 月 22 日付、2025 年 6 月 4 日付、2025 年 6 月 17 日付、2025 年 6 月 27 日付、2025 年 7 月 10 日付、2025 年 7 月 16 日付、2025 年 7 月 28 日付及び 2025 年 8 月 1 日付の公開買付け条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該公開買付け届出書の訂正届出書を 2025 年 8 月 14 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 1 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 5 月 14 日付で公表した「（訂正）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」、2025 年 5 月 22 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 6 月 4 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 6 月 17 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 6 月 27 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 7 月 10 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 7 月 16 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 7 月 28 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 8 月 1 日付で公表した「（変更）「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」で訂正された事項を含み、以下「公開買付け開始プレスリリース」といいます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの成否に影響を与え得る YAGEO 公開買付けについては、2025 年 7 月 28 日付で公開買付者が公開買付期間を 2025 年 8 月 1 日まで延長し、公開買付期間を合計 63 営業日とすることを決定した時点から、2025 年 8 月 1 日現在まで、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあり、その成否が依然として不透明な状況が続いております。他方で、現時点における YAGEO 公開買付けの公開買付期間は、本公開買付けの公開買付期間として任意に延長できる期間（60 営業日）の末日である 2025 年 7 月 29 日を超えて延長されており、このような状況下において、公開買付者が本取引の実現を引き続き目指すためには、既に本公開買付けに賛同し、公開買付者との間で自ら所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結している対象者株主から引き続き賛同いただけることを確認することに意義があると考え、公開買付者は、日星電気（以下に定義します。）との間で締結していた本応募契約（日星電気）（以下に定義します。）の内容を変更する覚書を 2025 年 7 月 31 日付で締結いたしました。これに伴い、令 13 条 2 項 2 号イに基づき、公開買付期間は、2025 年 8 月 18 日まで延長され、合計 73 営業日となっております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けの成否に影響を与え得る YAGEO 公開買付けについては、2025 年 7 月 28 日付で公開買付者が公開買付期間を 2025 年 8 月 1 日まで延長し、公開買付期間を合計 63 営業日とすることを決定した時点から、2025 年 8 月 1 日現在まで、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあり、その成否が依然として不透明な状況が続いております。他方で、2025 年 8 月 1 日時点における YAGEO 公開買付けの公開買付期間は、本公開買付けの公開買付期間として任意に延長できる期間（60 営業日）の末日である 2025 年 7 月 29 日を超えて延長されており、このような状況下において、公開買付者が本取引の実現を引き続き目指すためには、既に本公開買付けに賛同し、公開買付者との間で自ら所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結している対象者株主から引き続き賛同いただけることを確認することに意義があると考え、公開買付者は、日星電気（以下に定義します。）との間で締結していた本応募契約（日星電気）（以下に定義します。）の内容を変更する覚書を 2025 年 7 月 31 日付で締結いたしました。これに伴い、令 13 条 2 項 2 号イに基づき、公開買付期間は、2025 年 8 月 18 日まで延長され、合計 73 営業日となっております。

その後、YAGEO 公開買付けに係る公開買付届出書（2025 年 6 月 2 日付、同年 6 月 17 日付、同年 6 月 25 日付、同年 7 月 1 日付、同年 7 月 15 日付及び同年 8 月 1 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載によれば、YAGEO グループは、YAGEO 公開買付けの開始日から起算して 60 営業日目にあたる同月 1 日を経過した 2025 年 8 月 14 日時点においてもなお、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待機期間が、同年 7 月 1 日付で同年 8 月 1 日まで延長された後、同月 1 日付で同年 9 月 1 日まで再延長されています。外為法上の待機期間は原則として 30 日間とされており（外為法 27 条 1 項）、財務大臣及び事業所管大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがある取引に該当しないか更に審査が必要であると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大で 5 か月まで延長できるとされていますが（同条 3 項及び 6 項）、実務上かかる待機期間の延長が行われる事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得については、YAGEO グループは 2025 年 2 月 6 日付で外為法上の届出を行った後に同年 3 月 4 日に取下げを行い、その後同年 6 月 2 日に 2 回目の届出を行ったものの、2 回に亘り待機期間が延長されているという事態に陥っていることから、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実上、当初の届出が行われた日から 6 か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。このような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEO グループからはその取得に向けた進捗状況やその確度に関する具体的な説明もないまま、これまでの本公開買付価格を上回る買付価格での YAGEO 公開買付けが継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な疑義が生じている YAGEO 公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を 5,500 円から 6,200 円に引き上げることを決定いたしました。

本公開買付価格を 5,500 円から 6,200 円に引き上げる具体的な理由は以下のとおりです。

YAGEO グループは、2025 年 2 月 5 日付 YAGEO 予告公表プレスリリースにおいて、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得について、当初、2025 年 4 月中旬までに、遅くとも、2025 年 6 月 17 日までに完了する見通しである旨を公表しておりました。しかしながら、YAGEO 公開買付けに関しては、外為法上の待機期間が、2025 年 7 月 1 日付で同年 8 月 1 日

まで延長された後、さらに、同年8月1日付で同年9月1日まで再延長されており、上記のとおり、YAGEO 公開買付けの開始日から起算して60営業日目にあたる同月1日を経過した2025年8月14日時点でも、YAGEO グループは、当該承認を取得できておらず、その取得の見通しに関する具体的な手続の進捗状況その他の事実経緯についても明らかにしていません。このように、YAGEO 公開買付けの実現可能性に重大な疑義が生じていると言わざるを得ないと公開買付者は考えておりますが、他方で、6,200円というYAGEO 公開買付価格はこれまでの本公開買付価格を上回る形で設定されているところ、これに起因して、対象者株式の市場株価はYAGEO 公開買付価格が6,200円に変更された同年5月8日以降概ね5,800円台～6,200円近辺で本公開買付価格を上回る水準で推移する事態となっており、対象者株主が本公開買付けに応募するのを躊躇するもの仕方がない状況が続いていたのも事実です。その結果、公開買付者としては、実現可能性に重大な疑義があると考えられるYAGEO 公開買付けの存在によって、可能な限り早期に対象者株式を売却し、対象者株式に対して投下した資本を回収することを望む対象者株主の合理的な意思決定が阻害される懸念が生じていると考えております。

また、そのような状況下においても、YAGEO 公開買付けの存在にもかかわらず、本公開買付けに賛同し本公開買付価格での対象者株式の売却を希望する対象者の株主(以下「売却希望株主」といいます。)は一定数存在すると公開買付者は考えているところ、上記のような事態のために仮に本公開買付けが不成立となり、売却希望株主が本公開買付けを通じて対象者株式を可能な限り早期に売却する機会が損なわれることは望ましくないと公開買付者は考えております。

加えて、公開買付者としては、本公開買付けを成立させた上で、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始し、シナジーを実現させることにより、可能な限り早期にその事業規模や収益を拡大させ、対象者の企業価値を最大化し、ひいては公開買付者自身の企業価値の最大化に繋げていくことを志向しております。また、本公開買付けに公開買付者のリソースを投入し続けることによる他の戦略的投資案件への影響を踏まえると、YAGEO 公開買付けの公開買付期間の延長に伴って本公開買付けの公開買付期間が半ば無制約に長期化し得る状況は、公開買付者としても甘受し難いものとなっており、早期に本公開買付けを成立させる必要性が日に日に高まっていると公開買付者は考えております。

以上の理由により、公開買付者としては、本公開買付けの成立確度を高めるため、公開買付価格を引き上げる必要があると考えております。

6,200円という本公開買付価格は、YAGEO 公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付でYAGEO 公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映された同年8月4日以降の対象者株式の市場株価は上回っていること、特に、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO 公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、本公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、対象者株主は6,200円という本公開買付価格で少しでも早期に対象者株式を売却することができることを勘案すると、対象者株主にとって十分魅力的な水準であると公開買付者は考えております。

加えて、6,200円という本公開買付価格は、公開買付者が2025年4月9日付で取得した大和証券(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。)の本株式価値算定書(大和証券)(下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。以下同じです。)におけるDCF法(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)による算定結果のレンジの範囲内であることを踏まえれば、公開買付者の株主の皆様に対して説明責任を果たすという観点からも合理性の認められる価格であると公開買付者は考えております。公開買付者が大和証券から取得した本株式価値算定書(大和証券)の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

以上を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高め、これによって、本応募合意株主を含む売却希望株主に対し、対象者株式について、公開買付期間中に本公開買付けに応募し、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じていると考えられる現状から可能な限り早期に売却する機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。なお、変更後の本公開買付価格である6,200円は、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,860円に対して5.80%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

2025年8月13日に、対象者及び本特別委員会は、公開買付者から、公開買付者が本公開買付価格を6,200円に引き上げる意向である旨の連絡を受領したとのことです。

本特別委員会は、2025年8月14日に、対象者の取締役役会に対して、2025年8月14日時点においても本取引は対象者の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であることに変更はなく、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であること、また、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法の承認を未だ取得していないものの、本公開買付価格はYAGEO 公開買付価格を上回っていない等の事情から、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、2025年8月14日時点の情報に基づけば、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法の承認の見込みが立っていない一方、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、早期に現金化を希望するため本公開買付けに応募する株主の判断は合理性が認められると考えられる旨、及び、2025年8月14日時点においてはYAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応とし

て不合理でない旨を内容とする追加答申書（以下「2025年8月14日付追加答申書」といいます。）を提出したとのことです。

対象者は、2025年8月14日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年8月14日時点における対象者の意見として、取締役全員の一致により、引き続き、本公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者及び本特別委員会としては、本公開買付け価格の6,200円は、対象者及び本特別委員会が取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を踏まえても、対象者の少数株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えているとのことです。

<後略>

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った経緯、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

<前略>

本公開買付けの成否に影響を与え得る YAGEO 公開買付けについては、2025年7月28日付で公開買付者が公開買付期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定した時点から、2025年8月1日現在まで、対象者株式の取得に当たり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあり、その成否が依然として不透明な状況が続いております。他方で、現時点における YAGEO 公開買付けの公開買付期間は、本公開買付けの公開買付期間として任意に延長できる期間（60営業日）の末日である2025年7月29日を超えて延長されており、このような状況下において、公開買付者が本取引の実現を引き続き目指すためには、既に本公開買付けに賛同し、公開買付者との間で自ら所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結している対象者株主から引き続き賛同いただけることを確認することに意義があると考え、公開買付者は、日星電気との間で締結していた本応募契約（日星電気）の内容を変更する覚書を2025年7月31日付で締結いたしました。これに伴い、令13条2項2号に基づき、公開買付期間は、2025年8月18日まで延長され、合計73営業日となっております。

（訂正後）

<前略>

本公開買付けの成否に影響を与え得る YAGEO 公開買付けについては、2025年7月28日付で公開買付者が公開買付期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定した時点から、2025年8月1日現在まで、対象者株式の取得に当たり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあり、その成否が依然として不透明な状況が続いております。他方で、2025年8月1日時点における YAGEO 公開買付けの公開買付期間は、本公開買付けの公開買付期間として任意に延長できる期間（60営業日）の末日である2025年7月29日を超えて延長されており、このような状況下において、公開買付者が本取引の実現を引き続き目指すためには、既に本公開買付けに賛同し、公開買付者との間で自ら所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結している対象者株主から引き続き賛同いただけることを確認することに意義があると考え、公開買付者は、日星電気との間で締結していた本応募契約（日星電気）の内容を変更する覚書を2025年7月31日付で締結いたしました。これに伴い、令13条2項2号に基づき、公開買付期間は、2025年8月18日まで延長され、合計73営業日となっております。

その後、YAGEO 公開買付けに係る公開買付届出書の記載によれば、YAGEO グループは、YAGEO 公開買付けの開始日から起算して60営業日目にあたる同月1日を経過した2025年8月14日時点においてもなお、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に当たり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待機期間が、同年7月1日付で同年8月1日まで延長された後、同月1日付で同年9月1日まで再延長されています。外為法上の待機期間は原則として30日間とされており（外為法27条1項）、財務大臣及び事業所管大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがある取引に該当しないか更に審査する必要があると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大で5か月まで延長できるとされていますが（同条3項及び6項）、実務上かかる待機期間の延長が行われる事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得については、YAGEO グループは2025年2月6日付で外為法上の届出を行った後に同年3月4日に取下げを行い、その後同年6月2日に2回目の届出を行ったものの、2回に亘り待機期間が延長されているという事態に陥っていることから、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実上、当初の届出が行われた日から6か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。このような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEO グループからはその取得に向けた進捗状況やその確度に関する具体的な説明もないままこれまでの本公開買付け価格を上回る買付価格での YAGEO 公開買付けが継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な疑義が生じている YAGEO 公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへの応募を通じた対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付け価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。

②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（訂正前）

<前略>

対象者は、経済産業省が2023年8月31日付で公表した企業買収行動指針を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断すべきと考えているところ、本公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、対象者の株主を公開買付け者及びAPグループのみとするための取引が、YAGEO取引に比べて対象者の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はないとのことです。以上の事情を踏まえると、対象者としては、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えているとのことです。一方で、本公開買付け価格5,500円が、YAGEO公開買付け価格6,200円を下回っていることから、対象者及び本特別委員会は、公開買付け者に対して、2025年5月12日に本公開買付け価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025年5月16日に、公開買付け者から、YAGEO公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO公開買付けの公開買付け期間中に、対象者株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、公開買付け者として対応策を積極的に検討していく旨の回答があったとのことです。

この点については、対象者としても、YAGEOが公表したYAGEO予告公表プレスリリースに記載していた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO取引については対象者との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えているとのことです。

また、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO公開買付け届出書等の内容を踏まえ、対象者とYAGEOグループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、対象者及び本特別委員会として、YAGEO取引に対する追加質問を行うこととしたとのことです。そして、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、慎重に検討した結果、2025年5月21日付で、対象者の取締役会に対して、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO公開買付け価格が本公開買付け価格を上回る等の事情から、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、並びに、現時点においてYAGEO公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする2025年5月21日付追加答申書を提出したとのことです。

そして、対象者は、2025年5月21日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年5月21日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においてはYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。

なお、2025年5月21日時点におけるYAGEO公開買付けに対する対象者の意見の詳細は、2025年5月21日付YAGEO意見留保プレスリリースをご参照ください。

なお、対象者は、YAGEO公開買付け価格が5,400円から6,200円へと変更されたことを契機として、2025年5月21日付で上記のとおり本公開買付けに対する意見を変更しておりますが、他方で、同月22日付でYAGEO Electronics Japan合同会社に対し、YAGEO公開買付けについて、外為法第27条第1項に基づく財務大臣及び経済産業大臣に対する届出や独占禁止法第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に関する質問を含む、法27条の10第2項第1号に基づく質問権の行使を行っているとのことです。YAGEOはYAGEO公開買付けを開始しているものの、YAGEO公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得していないとのことであり、また、2025年5月22日現在においても事前届出の再提出を行っているかどうかは明らかではないことから、公開買付け者としては、YAGEO公開買付けの実現可能性に関して、現時点で確認が得られる段階にはなく慎重な確認・検討が必要であると考えております。したがって、公開買付け者としては、6,200円という2025年5月22日現在のYAGEO公開買付け価格を重視してYAGEO公開買付けの可否を判断することは時期尚早であると考えておりますが、対象者による上記質問権の行使も、かかる公開買付け者の立場と通底した問題意識を背景としたものであると推察します。

公開買付け者としては、対象者の取締役会及び特別委員会により、YAGEOから対象者に対する質問への具体的なかつ十分な回答を踏まえて、YAGEO公開買付け及び本公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しております。

(訂正後)

<前略>

対象者は、経済産業省が2023年8月31日付で公表した企業買収行動指針を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断すべきと考えているところ、本公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、対象者の株主を公開買付け者及びAPグループのみとするための取引が、YAGEO取引に比べて対象者の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はないとのことです。以上の事情を踏まえると、対象者としては、2025年5月21日時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えているとのことです。一方で、本公開買付け価格5,500円が、YAGEO公開買付け価格6,200円を下回っていることから、対象者及び本特別委員会は、公開買付け者に対して、2025年5月12日に本公開買付け価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025年5月16日に、公開買付け者から、YAGEO公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えてい

ること、仮に今後 YAGEO において、YAGEO 公開買付けの公開買付け期間中に、対象者株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、公開買付者として対応策を積極的に検討していく旨の回答があったとのことです。

この点については、対象者としても、YAGEO が公表した YAGEO 予告公表プレスリリースに記載していた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO 取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO 取引については対象者との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えているとのことです。

また、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO 取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO 公開買付け届出書等の内容を踏まえ、対象者と YAGEO グループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、対象者及び本特別委員会として、YAGEO 取引に対する追加質問を行うこととしたとのことです。そして、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、慎重に検討した結果、2025 年 5 月 21 日付で、対象者の取締役会に対して、2025 年 5 月 21 日時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO 公開買付け価格が本公開買付け価格を上回る等の事情から、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することは是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、並びに、2025 年 5 月 21 日時点において YAGEO 公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする 2025 年 5 月 21 日付追加答申書を提出したとのことです。

そして、対象者は、2025 年 5 月 21 日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、2025 年 5 月 21 日時点における本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び 2025 年 5 月 21 日時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。

なお、2025 年 5 月 21 日時点における YAGEO 公開買付けに対する対象者の意見の詳細は、2025 年 5 月 21 日付 YAGEO 意見留保プレスリリースをご参照ください。

なお、対象者は、YAGEO 公開買付け価格が 5,400 円から 6,200 円へと変更されたことを契機として、2025 年 5 月 21 日付で上記のとおり本公開買付けに対する意見を変更しておりますが、他方で、同月 22 日付で YAGEO Electronics Japan 合同会社に対し、YAGEO 公開買付けについて、外為法第 27 条第 1 項に基づく財務大臣及び経済産業大臣に対する届出や独占禁止法第 10 条第 2 項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に関する質問を含む、法 27 条の 10 第 2 項第 1 号に基づく質問権の行使を行っているとのことです。YAGEO は YAGEO 公開買付けを開始しているものの、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得していないとのことであり、また、2025 年 5 月 22 日現在においても事前届出の再提出を行っているかどうかは明らかではないことから、公開買付者としては、YAGEO 公開買付けの実現可能性に関して、2025 年 5 月 21 日時点で確認が得られる段階にはなく慎重な確認・検討が必要であると考えております。したがって、公開買付者としては、6,200 円という 2025 年 5 月 22 日現在の YAGEO 公開買付け価格を重視して YAGEO 公開買付けの可否を判断することは時期尚早であると考えておりますが、対象者による上記質問権の行使も、かかる公開買付者の立場と通底した問題意識を背景としたものであると推察します。

公開買付者としては、対象者の取締役会及び特別委員会により、YAGEO から対象者に対する質問への具体的なかつ十分な回答を踏まえて、YAGEO 公開買付け及び本公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しております。

その後、本特別委員会は、2025 年 6 月 3 日時点において、2025 年 5 月 28 日に YAGEO Electronics Japan 合同会社が提出した対質問回答報告書及び 2025 年 6 月 2 日に YAGEO Electronics Japan 合同会社が提出した公開買付け届出書の訂正届出書の内容によれば、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法の承認を取得する一定の見通しが立ちつつあると判断しうると考えられたことから、2025 年 6 月 3 日に、公開買付者に対して、本公開買付け価格の再検討に係る公開買付者の意向を確認する内容のレターを送付したとのことです。

対象者は、YAGEO による対象者株式の取得に係る外為法の承認の取得状況及び公開買付者による本公開買付け価格の再検討の意向を踏まえて、2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書における本特別委員会の意見に変更がある場合には、その意見を踏まえ、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを予定していたとのことです。そして対象者及び本特別委員会は 2025 年 5 月 21 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募中立）についてのお知らせ」において公表しましたとおり、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断するべきと考えており、本取引及び YAGEO 取引のいずれが、対象者の企業価値の向上に資するか検討を続けてきたとのことです。

その後、2025 年 8 月 13 日に、対象者及び本特別委員会は、公開買付者から、公開買付者が本公開買付け価格を 6,200 円に引き上げる意向である旨の連絡を受領したとのことです。

対象者は、2025 年 6 月 3 日から 2025 年 8 月 13 日までに開催された計 7 回の特別委員会において、各委員に対して、対象者の本取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有したとのことです。そして、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、2025 年 8 月 14 日に、対象者の取締役会に対して、2025 年 8 月 14 日時点においても本取引は対象者の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であることに変更はなく、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であること、また、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法の承認を未だ取得していないものの、本公開買付け価格は YAGEO 公開買付け価格を上回っていない等の事情から、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することは是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当

である旨、2025年8月14日時点の情報に基づけば、YAGEOが対象者株式の取得に係る外為法の承認の見込みが立っていない一方で、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、早期に現金化を希望するため本公開買付けに応募する株主の判断は合理性が認められると考えられる旨、及び、2025年8月14日時点においては、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする2025年8月14日付追加答申書を提出したとのことです。

そして、対象者は、2025年8月14日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年8月14日時点における対象者の意見として、取締役全員の一致により、引き続き、本公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者及び本特別委員会としては、本公開買付け価格の6,200円は、対象者及び本特別委員会が取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を踏まえても、対象者の少数株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えているとのことです。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されているとのことです。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けを決定するにあたり、公開買付者、APグループ、本応募合意株主、対象者及びYAGEOから独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年4月9日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（大和証券）」といいます。）を取得いたしました。

なお、大和証券は、公開買付者、APグループ、本応募合意株主、対象者及びYAGEOの関連当事者には該当せず、本公開買付けに重要な利害関係を有しておりません。なお、大和証券の報酬は、同種の取引における一般的な実務慣行の範囲内で本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えており、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けを決定するにあたり、公開買付者、APグループ、本応募合意株主、対象者及びYAGEOから独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年4月9日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（大和証券）」といいます。）を取得いたしました。

その後も、公開買付者は、対象者との協業によるシナジーに関して、公開買付者が本公開買付けを開始した2025年5月2日以降も同年8月13日に至るまで継続的に対象者と協議するとともに、公開買付者として独自に検討を進めてまいりました。当該協議・検討の結果、公開買付者は、具体的に定量化可能かつ、一定程度以上実現の蓋然性があるシナジーとして、公開買付者のリソースを活用した欧州・米国における対象者製品の拡販という売上高シナジーや、労務費が相対的に安価な国に所在する公開買付者の工場における対象者製品の一部の製造、規模の利益を活用した対象者の材料調達費用の削減、対象者の物流取引における公開買付者の競争力のある取引条件の適用といったコストシナジーが見込まれるという判断に至りました。

なお、大和証券は、公開買付者、APグループ、本応募合意株主、対象者及びYAGEOの関連当事者には該当せず、本公開買付けに重要な利害関係を有しておりません。なお、大和証券の報酬は、同種の取引における一般的な実務慣行の範囲内で本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えており、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(ii) 経緯の経緯

(訂正前)

<前略>

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年5月21日に、対象者の取締役会に対して、現時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO公開買付け価格が本公開買付け価格を上回る等の事情から、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点においてYAGEO公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする2025年5月21日付追加答申書を提出したとのことです。

<中略>

c 総括

本特別委員会が2025年4月10日付答申書において表明した、対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。もっとも、本公開買付け開始日以降の事情を勘案し、対象者取締役会は対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきである。

また、本特別委員会としては、本公開買付け開始日以降の事情を勘案し、対象者取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

(訂正後)

<前略>

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年5月21日に、対象者の取締役会に対して、2025年5月21日時点においても本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO 公開買付価格が本公開買付価格を上回る等の事情から、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、2025年5月21日時点において YAGEO 公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする 2025年5月21日付追加答申書を提出したとのことです。

その後、対象者は、2025年6月3日から2025年8月13日までに開催された計7回の特別委員会において、各委員に対して、対象者の本取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有したとのことです。そして、本特別委員会は、2025年8月14日に、対象者の取締役会に対して、2025年8月14日時点においても本取引は対象者の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であることに変更はなく、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であること、また、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法の承認を未だ取得していないものの、本公開買付価格は YAGEO 公開買付価格を上回っていない等の事情から、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、2025年8月14日時点の情報に基づけば、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法の承認の見込みが立っていない一方で、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、早期に現金化を希望するため本公開買付けに応募する株主の判断は合理性が認められると考えられる旨、及び、2025年8月14日時点においては、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする 2025年8月14日付追加答申書を提出したとのことです。

<中略>

c 総括

本特別委員会が2025年4月10日付答申書において表明した、対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないとの意見に変更はない。もっとも、本公開買付け開始日以降の事情を勘案し、対象者取締役会は対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきである。

また、本特別委員会としては、本公開買付け開始日以降の事情を勘案し、対象者取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

(vi) 2025年8月14日付追加答申書の判断内容

本特別委員会が提出した 2025年8月14日付追加答申書の概要は以下のとおりとのことです。

(a) 答申内容

2025年8月14日時点の事情を勘案しても、2025年5月21日付追加答申書の内容を変更すべき事情は見当たらない。

したがって、2025年8月14日時点においても、2025年5月21日付追加答申書において表明した本特別委員会の意見に変更はない。すなわち、対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではない。また、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきである。そして、対象者取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える。

(b) 答申理由

a 本公開買付けについての検討

(ア) 本取引の目的の正当性・合理性（企業価値の向上に資するかを含む。）

2025年4月10日付答申書、2025年5月1日付答申書及び2025年5月21日付追加答申書において認定した本取引の目的の正当性・合理性に関する前提事実に変動はないことから2025年4月10日付答申書、2025年5月1日付答申書及び2025年5月21日付追加答申書における本取引の目的は対象者の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるとの本特別委員会の意見に変更はない。公開買付者は本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げていることから、2025年8月14日時点において、本取引実現への意欲は引き続き認められる。

(イ) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性

本公開買付価格 6,200 円は 2025 年 8 月 13 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 5,860 円に対して 5.80%、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 6,007 円に対して 3.21%、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 6,013 円に対して 3.11%、過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 5,472 円に対して 13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。この他に、2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書において認定した本取引の条件に関する前提事実に変動はない。したがって、2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書における本公開買付価格その他の本取引に係る取引条件は公正な条件であるとの本特別委員会の意見に変更はない。但し、YAGEO が対象者株式の取得に係る外為法の承認を未だ取得していないために YAGEO 公開買付けの実現可能性が不透明であるものの、本公開買付価格は YAGEO 公開買付価格を上回っていないこと等から、本特別委員会としては、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきであるとの 2025 年 5 月 21 日付追加答申書において表明した意見に変更はない。

(ウ) 本取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書において認定した本取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性に関する前提事実に変動はないことから、2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書における本取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であるとの本特別委員会の意見に変更はない。

(エ) 本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否か

以上から、本特別委員会は、2025 年 8 月 14 日時点においても、2025 年 5 月 21 日付追加答申書において表明した、(i) 対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明することを決議すべきであり、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないこと、(ii) 対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきであるとの意見に変更はない。なお、2025 年 8 月 14 日時点において、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在せず、2025 年 8 月 14 日時点の事情を前提とした場合、対象者株主は本公開買付価格で早期に対象者株式を売却できることから、本特別委員会は、対象者株主が本公開買付けに応募することは合理的な判断と考える。

b YAGEO 公開買付けについての検討

本特別委員会は、2025 年 5 月 21 日付追加答申書において、対象者取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないと考える旨の意見を表明したが、対象者と YAGEO とのシナジー、YAGEO 公開買付けの実現可能性に関する事項等について、引き続き検討する必要があることから、2025 年 8 月 14 日時点においても、かかる意見に変更はない。

c 総括

本特別委員会は、2025 年 5 月 21 日付追加答申書において表明した、(i) 対象者取締役会は本公開買付けに関して賛同の意見を表明する決議をすべきであり、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないこと、(ii) 対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取った上で、対象者株主の判断に委ねることを決議すべきであること、(iii) 対象者取締役会が YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは YAGEO 公開買付けへの対応として不合理ではないとの意見に変更はない。

⑥対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

<前略>

そして、対象者は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した 2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は 2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役 7 名の全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、利害関係を有しない対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(訂正後)

<前略>

そして、対象者は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の

内容並びに、本特別委員会から入手した 2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書及び 2025 年 5 月 21 日付追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は 2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、2025 年 5 月 21 日時点における対象者の意見として、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び 2025 年 5 月 21 日時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役 7 名の全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、利害関係を有しない対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

その後、2025 年 8 月 13 日に、対象者及び本特別委員会は、公開買付者から、公開買付者が本公開買付価格を 6,200 円に引き上げる意向である旨の連絡を受領したとのことです。

そして、対象者は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コンサルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）の内容並びに、本特別委員会から入手した 2025 年 4 月 10 日付答申書、2025 年 5 月 1 日付答申書、2025 年 5 月 21 日付追加答申書及び 2025 年 8 月 14 日付追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は 2025 年 8 月 14 日開催の取締役会において、2025 年 8 月 14 日時点における対象者の意見として、取締役全員の一致により、引き続き、本公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役 7 名の全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、利害関係を有しない対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑦他の買付者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

（訂正前）

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、YAGEO から YAGEO 提案を受領したことを契機として、対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から最善の選択肢を模索するため、企業買収行動指針を踏まえ、マーケット・チェックとして、2025 年 1 月中旬に野村證券を通じて事業会社（計 9 社）に提案を打診し、意向表明書の提出を依頼することにより、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会を確保しているとのことです。なお、本公開買付価格は、YAGEO 公開買付価格と比較して高額となっているとのことです。

（訂正後）

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、YAGEO から YAGEO 提案を受領したことを契機として、対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から最善の選択肢を模索するため、企業買収行動指針を踏まえ、マーケット・チェックとして、2025 年 1 月中旬に野村證券を通じて事業会社（計 9 社）に提案を打診し、意向表明書の提出を依頼することにより、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会を確保しているとのことです。

⑧本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（訂正前）

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を 73 営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日から公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 18 日までの期間は 87 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025 年 2 月 5 日付 YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 18 日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を 81 営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した 2025 年 4 月 10 日の翌日から公開買付期間の末日である 2025 年 8 月 28 日までの期間は 95 営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗

的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付 YAGEO 予告公表プレスリリースを通じて YAGEO 公開買付けの開始予定について公表された 2025 年 2 月 5 日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付け期間の末日である 2025 年 8 月 28 日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容を YAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付け以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

②株式併合

(訂正前)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。2025 年 6 月 27 日 現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025 年 8 月から 9 月頃を予定しております。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。2025 年 8 月 14 日 現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025 年 9 月から 10 月頃を予定しております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

②届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2025 年 5 月 2 日（金曜日）から 2025 年 8 月 18 日（月曜日）まで（73 営業日）

(訂正後)

2025 年 5 月 2 日（金曜日）から 2025 年 8 月 28 日（木曜日）まで（81 営業日）

(3) 買付け等の価格

(訂正前)

普通株式 1 株につき、金 5,500 円

(訂正後)

普通株式 1 株につき、金 6,200 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、2025 年 4 月 10 日から 2025 年 5 月 1 日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（大和証券）の妥当性に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えており、大和証券及び長島・大野・常松法律事務所から受けた助言も踏まえ、本株式価値算定書（大和証券）は引き続き有効であると考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、2025 年 4 月 10 日から 2025 年 5 月 1 日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（大和証券）の妥当性に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えており、大和証券及び長島・大野・常松法律事務所から受けた助言も踏まえ、本株式

価値算定書（大和証券）は引き続き有効であると考えております。

その後も、公開買付者は、対象者との協業によるシナジーに関して、公開買付者が本公開買付けを開始した2025年5月2日以降も同年8月13日に至るまで継続的に対象者と協議するとともに、公開買付者として独自に検討を進めてまいりました。当該協議・検討の結果、公開買付者は、具体的に定量化可能かつ、一定程度以上実現の蓋然性があるシナジーとして、公開買付者のリソースを活用した欧州・米国における対象者製品の拡販という売上高シナジーや、労務費が相対的に安価な国に所在する公開買付者の工場における対象者製品の一部の製造、規模の利益を活用した対象者の材料調達費用の削減、対象者の物流取引における公開買付者の競争力のある取引条件の適用といったコストシナジーが見込まれるという判断に至りました。

YAGEO 公開買付けに係る公開買付届出書の記載によれば、YAGEO グループは、YAGEO 公開買付けの開始日から起算して60営業日目にあたる2025年8月1日を経過した同月14日時点においてもなお、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待機期間が、同年7月1日付で同年8月1日まで延長された後、同月1日付で同年9月1日まで再延長されています。外為法上の待機期間は原則として30日間とされており（外為法27条1項）、財務大臣及び事業所管大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがある取引に該当しないか更に審査する必要があると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大で5か月まで延長できるとされていますが（同条3項及び6項）、実務上かかる待機期間の延長が行われる事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得については、YAGEO グループは2025年2月6日付で外為法上の届出を行った後に同年3月4日に取下げを行い、その後同年6月2日に2回目の届出を行ったものの、2回に亘り待機期間が延長されているという事態に陥っていることから、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実上、当初の届出が行われた日から6か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。このような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEO グループからはその取得に向けた進捗状況やその確度に関する具体的な説明もないままこれまでの本公開買付価格を上回る買付価格での YAGEO 公開買付けが継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な疑義が生じている YAGEO 公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。

6,200円という本公開買付価格は、YAGEO 公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付で YAGEO 公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映された同年8月4日以降の対象者株式の市場株価は上回っていること、特に、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO 公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、本公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、対象者株主は6,200円という本公開買付価格で少しでも早期に対象者株式を売却することができることを勘案すると、対象者株主にとって十分魅力的な水準であると公開買付者は考えております。

加えて、6,200円という本公開買付価格は、公開買付者が2025年4月9日付で取得した本株式価値算定書（大和証券）におけるDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることを踏まえれば、公開買付者の株主の皆様に対して説明責任を果たすという観点からも合理性の認められる価格であると公開買付者は考えております。

なお、変更後の本公開買付価格である6,200円は、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,860円に対して5.80%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

②算定の経緯

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、2025年4月10日から2025年5月1日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（大和証券）の妥当性に影響を与える前提事実に変化はないと考えており、大和証券及び長島・大野・常松法律事務所から受けた助言も踏まえ、本株式価値算定書（大和証券）は引き続き有効であると考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、2025年4月10日から2025年5月1日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（大和証券）の妥当性に影響を与える前提事実に変化はないと考えており、大和証券及び長島・大野・常松法律事務所から受けた助言も踏まえ、本株式価値算定書（大和証券）は引き続き有効であると考えております。

その後、YAGEO 公開買付けに係る公開買付届出書の記載によれば、YAGEO グループは、YAGEO 公開買付けの開始日から起算して60営業日目にあたる2025年8月1日を経過した同月14日時点においてもなお、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待機期間が、同年7月1日付で同年8月1日まで延長された後、同月1日

付で同年9月1日まで再延長されています。外為法上の待機期間は原則として30日間とされており（外為法27条1項）、財務大臣及び事業所管大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがある取引に該当しないか更に審査する必要があると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大で5か月まで延長できるとされていますが（同条3項及び6項）、実務上かかる待機期間の延長が行われる事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得については、YAGEO グループは2025年2月6日付で外為法上の届出を行った後に同年3月4日に取下げを行い、その後同年6月2日に2回目の届出を行ったものの、2回に亘り待機期間が延長されているという事態に陥っていることから、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実上、当初の届出が行われた日から6か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。このような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO 公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEO グループからはその取得に向けた進捗状況やその確度に関する具体的な説明もないままこれまでの本公開買付価格を上回る買付価格での YAGEO 公開買付けが継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な疑義が生じている YAGEO 公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへの応募を通じた対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。

<後略>

(7) 買付代金

(訂正前)

82,583,110,500円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(15,015,111株)に本公開買付価格(5,500円)を乗じた金額を記載しております。本日以降の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には、変動する可能性があります。

(訂正後)

93,093,688,200円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(15,015,111株)に本公開買付価格(6,200円)を乗じた金額を記載しております。本日以降の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には、変動する可能性があります。

(8) 決済の方法

②【決済の開始日】

(訂正前)

2025年8月25日(月曜日)

(訂正後)

2025年9月4日(木曜日)

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）（以下「関連者」といいます。）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付け期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。